

## 公共工事代金債権信託制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市（以下「本市」という。）と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している中小企業等の資金調達の円滑化を図るため、受注者が保有する工事請負代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、川崎市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第6条第1項ただし書に基づく譲渡承諾手続に必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、請負金額（契約変更により契約金額が変更された場合においては、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の契約金額）が1,000万円以上の契約案件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は債権譲渡の承諾を行わない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の提出時期が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
- (2) 契約約款第47条第1項各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不相当と認められる場合
- (3) 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、契約約款第6条第1項ただし書を適用しない契約である場合

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第3条 本市が債権譲渡を承諾する受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本条第2項各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
  - (2) 中小企業者以外の者であって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人等である中小企業者に対する支払計画がある場合
- 2 次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをした場合
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合
  - (4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合
  - (5) 手形交換所（手形法（昭和7年法律第20号）第83条に規定する手形交換所をいう。）の取引停止処分を受けた場合
  - (6) その他債務の弁済が不可能となった場合
- 3 本要綱に基づき本市が債権譲渡を承諾できる工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらぼし銀行とする。

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第4条 譲渡対象となる債権の範囲は、次の各号に定める額とする。

- (1) 当該工事請負契約が完成した場合において契約約款第32条第2項の検査に合格し引渡しした既済部分に相応する請負金額から、既に支払を受けた前払金、中間前払金、内払金、債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額及び工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容について変更が生じ、請負金額が増減した場合の工事代金債権の額は、承諾時の工事代金債権の額に契約変更により増額又は減額された後の額とする。
- (3) 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約が解除された場合においては、契約約款第51条第1項の既済部分の検査に合格し引渡しした既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、内払金、債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとするときは、次の各号に掲げる申請書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(第1号様式) 1通
- (2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1通
- (3) 債権譲受人の印鑑証明(発行日から3ヵ月以内のもので) 1通(原本)
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保する工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの(保険又は保証契約等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。) 1通
- (5) 下請負人等に対する支払計画書(第3号様式)(債権譲渡人が第3条第1項第2号に該当する場合に限る。) 1通

2 債権譲渡の承諾の申請は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して当該工事担当課に第1項各号の書類を持参すること(郵送による提出は認めない。)により行うものとする。ただし、共同して持参が出来ない場合は、債権譲渡人及び債権譲受人のいずれかの委任状(第2号様式)を提出することにより、単独で提出することができる。

3 工事担当課は、第1項の提出があった場合において、当該工事の予算の執行を所管する課(以下「予算執行課」という。)と工事担当課が異なる場合は、工事担当課は速やかに提出書類を予算執行課へ送付するものとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 予算執行課は、提出書類に基づき債権譲渡を承諾するにあたっては、次の各号に掲げる内容について確認するものとする。

- (1) 対象工事が第2条第1項及び第2項の条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人が第3条の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書が、次の事項を全て満たしていること。
  - ①必要事項が全て記載されていること。
  - ②工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号または名称及

び代表者職氏名が工事請負契約書と一致していること。

③債権譲渡人が使用した印が、当該工事請負契約書に使用した印と一致していること。

④債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が印鑑証明書と一致していること。

⑤支払済の前払金、中間前払金、内払金及び債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

⑥共同企業体案件の場合には、共同企業体の名称、代表者及び構成員の所在地、商号または名称及び代表者職氏名の記載及び使用した印が、共同企業体協定書と一致していること。

(4) 公共工事代金債権信託契約書が、次の事項を全て満たしていること。

①債権譲渡人及び債権譲受人の記載が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

②債権譲受人の使用した印が、印鑑証明書の印と一致していること。

③譲渡対象債権が債権譲渡承諾依頼書と一致していること。

④共同企業体案件の場合は、共同企業体の名称、代表者及び構成員の所在地、商号または名称及び代表者職氏名の記載があること。

(5) 印鑑証明書について、発行日から3ヵ月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

(6) 債権譲渡人が、第3条第1項第2号の場合においては、下請負人等に対する支払計画書中に下請事業者等として第3条第1項第1号に規定する中小企業者が存在し、当該中小企業者への支払又は支払予定があることを確認すること。

(7) 履行保証人の承諾書の写しについて、次の事項を満たしていること。

①契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険または保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

②本市に提出済の保険または保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

(債権譲渡の承諾)

第7条 当該債権譲渡の申請内容を第6条に基づき確認した結果、不備・不足がない場合においては、財政局資産管理部契約課の合議を得て債権譲渡承諾の意思決定を行い、意思決定後に債権譲渡整理簿（第5号様式）に必要事項を記載するものとする。

2 前項の承諾の意思決定を行ったときは、債権譲渡承諾書（第4号様式）3通に公印及び確定日付を記載し、債権譲渡人及び債権譲受人に各々1通ずつを交付する。残りの1通については、本市予算執行課において第5条第1項各号に掲げる申請書類と併せて保管するものとする。

3 第2項に規定する債権譲渡承諾書の交付は、第5条第1項に規定する申請書類の提出を受けてから概ね2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 第6条の承諾基準を満たさない場合には、財政局資産管理部契約課の合議を得て、債権譲渡不承諾の意思決定を行うものとする。

2 前項の不承諾の意思決定を行ったときは、債権譲渡不承諾通知書（第6号様式）3通に公印を押し債権譲渡人及び債権譲受人に各々1通ずつを交付する。残りの1通については、本市予算執行課において第5条第1項各号に掲げる申請書類と併せて保管するものとする。

3 第2項に規定する債権譲渡不承諾通知書の交付は、第5条第1項に規定する申請書類の提出を受けてから概ね2週間以内に行うものとする。

(出来高査定)

第9条 公共工事代金債権信託に基づく出来高の査定は、債権譲受人が行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等が必要である場合は、工事出来高査定協力依頼書(第7号様式)を工事担当課へ提出するものとする。

3 債権譲受人は、工事現場に立入る際は、身分証明書を持参するものとし、本市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

4 前項による工事現場立入りのために講習の受講など必要事項がある場合は、工事担当課の指示に従うものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

第10条 債権譲渡人は、第7条の債権譲渡の承諾があった後に契約変更により工事請負契約の請負金額に変更がある場合は、当該工事請負契約に係る変更契約書の写し等変更の事実が確認できる書類の写しを債権譲受人に提出するものとする。

2 債権譲渡人及び債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約変更用)(第8号様式)を作成の上、工事担当課へ提出するものとする。

3 第2項の提出があり、かつ、工事担当課と予算執行課が異なる場合は、提出を受けた工事担当課は速やかに予算執行課へ当該計算書を送付するものとする。

4 第3項の送付を受けた予算執行課は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書により記載内容を確認した上で受理するものとする。

5 前項により工事代金債権計算書(変更契約用)を受理した場合は、債権譲渡整理簿の申請年月日及び当該変更契約に伴う工事代金債権の変更後の金額等を記載し、予算執行課において保管するものとする。

(契約解除の場合の取扱い)

第11条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等その他の理由により契約が解除された場合においては、本市は第4条第3号により算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に連絡するものとする。

2 債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約解除用)(第9号様式)を作成の上、工事担当課へ提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等の理由により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合においては、債権譲受人のみの記名押印での提出を認めるものとする。

3 第2項の提出があり、かつ、工事担当課と予算執行課が異なる場合は、提出を受けた工事担当課は速やかに予算執行課へ当該計算書を送付するものとする。

4 第3項の送付を受けた予算執行課は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書等により記載内容を確認した上で受理するものとする。

5 前項により工事代金債権計算書(契約解除用)を受理した場合は、債権譲渡整理簿の申請年月日、及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額等を記載し、予算執行課において保管するものとする。

(工事代金の請求)

第12条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査他所定の手続を経て、請負金額、内払及び債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、本市に対して請求をすることができる。

2 債権譲受人は、前項の請求を本市に対して行うときは、工事代金請求書(第10号様式)を予算

執行課へ提出するものとする。

- 3 前項の規定により債権譲受人から適正な請求を受けたときは、予算執行課は請求額を確認した上、支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続を行うものとする。

(指名選定等における留意事項)

第13条 債権譲渡人が本要綱に基づく債権譲渡の申請をしたことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱をしてはならない。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

## 債権譲渡承諾依頼書

(宛先) 川崎市長

(債権譲渡人)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

(債権譲受人)  
所在地  
名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

債権譲渡人は、川崎市（以下「発注者」という。）との間で締結された工事請負契約に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人に、債権譲渡人と債権譲受人との間で締結された 年 月 日付信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、川崎市工事請負契約約款第6条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払につきましては、後日通知する振込口座にお振込くださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の受注者の債務は、債権譲渡人に留保されていることを申し添えます。

### 記

#### 1 譲渡対象債権

譲渡される債権譲渡人の工事代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、川崎市工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し引き渡した部分に相応する請負代金から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、内払金、債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、川崎市工事請負契約約款第51条第1項の既済部分の検査に合格し引渡した部分既済部分に相応する契約金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、内払金、債務負担行為による契約の各会計年度における支払限度額の範囲内で支払われた金額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

- (1) 工事件名 \_\_\_\_\_  
(2) 工事場所 \_\_\_\_\_  
(3) 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(4) 工期 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで  
(5) 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円 (申請日現在)  
(6) 支払済前払金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(7) 支払済中間前払金額及び内払額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む)  
(8) 債権譲渡額 金 \_\_\_\_\_ 円 (申請日現在)

※ (8) = (5) - (6) - (7)

なお、債権譲渡承諾後の契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)の契約金額は変更契約後の金額とします。この場合は、債権譲渡人及び債権譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を本市に提出します。

- 2 債権譲渡人は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 債権譲渡人の下請企業等の保護に関しては、債権譲渡人が責任を持って行い、発注者には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 5 債権譲渡人及び債権譲受人は、本債権譲渡が、債権譲渡人の当該工事の施工に必要な資金の調達又は債権譲渡人の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、発注者が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 6 債権譲渡人と債権譲受人との間の取引に関し必要な既済部分の確認は、債権譲渡人及び債権譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 7 債権譲渡人及び債権譲受人は、工事請負契約に基づき発注者が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は債権譲受人が行い、債権譲渡人は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、債権譲渡人は工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する債権譲受人の連絡先及び担当者  
所属  
職・氏名  
電話番号

※ 当該依頼書の申請に当って債権譲渡人が使用する印は、当該工事請負契約書に使用した印とします。

※ 当該依頼書の申請に当って債権譲受人が使用する印は実印とします。

## 委任状

(宛先) 川崎市長

所在地  
商号または名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

1 工事名 \_\_\_\_\_

2 契約金額 \_\_\_\_\_ 円

私は、所在地  
商号または名称  
代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限を委任します。

※工事代金債権譲渡人が委任者の場合は、当該委任状の使用印は工事請負契約の使用印とします。

※工事代金債権譲渡人が共同企業体の場合は、代表構成員名義で行うこととし、当該委任状の使用印は工事請負契約時において使用した印とします。

※工事代金債権譲受人が委任者の場合は、当該委任状の使用印は実印とします。

### 下請負人等に対する支払計画書

(宛先) 川崎市長

(受注者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

工事名 \_\_\_\_\_ (契約番号 \_\_\_\_\_)

契約金額 \_\_\_\_\_ 円

No.	支払時期・額 (予定を含む)		支払先	
	年 月 日 旬	千円	(名称/所在地/電話等)	
		千円	(名称)	
		千円	(所在地)	
		千円		
		千円	(電話)	
		千円	中小企業者である	中小企業者ではない
		千円	(名称)	
		千円	(所在地)	
		千円		
		千円	(電話)	
		千円	中小企業者である	中小企業者ではない
		千円	(名称)	
		千円	(所在地)	
		千円		
		千円	(電話)	
		千円	中小企業者である	中小企業者ではない
		千円	(名称)	
		千円	(所在地)	
		千円		
		千円	(電話)	
		千円	中小企業者である	中小企業者ではない
		千円	(名称)	
		千円	(所在地)	
		千円		
		千円	(電話)	
		千円	中小企業者である	中小企業者ではない

※「支払時期・額 (予定を含む)」欄の「年 月 日 旬」のうち、旬については、右の区分で記載してください。上旬：1～10日、中旬：11～20日、下旬：21日～月末

※「支払先」欄には、中小企業基本法第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）である場合は、「中小企業者である」欄に○を、そうでない場合は「中小企業者ではない」欄に○をしてください。**受注者が中小企業者である場合は、当該支払計画書の提出は不要です。**

(第4号様式)  
第 号  
年 月 日

## 債権譲渡承諾書

(債権譲渡人)

様

(債権譲受人)

様

(発注者) 川崎市長

年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって債権譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議をとどめて、川崎市工事請負契約約款第6条第1項ただし書きの規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく債権譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

### 記

- 債権譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 発注者が支払う契約代金は発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 発注者は、債権譲渡後も、債権譲渡人との協議により、工期、契約金額その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、債権譲受人は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら債権譲渡人と債権譲受人との間において解決されなければならない。
- 債権譲渡人及び債権譲受人は、本市に 年 月 日に提出があった債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付欄	
-------	--

担当部署・連絡先



(第6号様式)  
第 号  
年 月 日

## 債権譲渡不承諾通知書

(債権譲渡人) 様  
(債権譲受人) 様

(発注者) 川崎市長

年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼については、次の理由により承諾できません。

- 1 契約番号 \_\_\_\_\_  
工事件名 \_\_\_\_\_
- 2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 承諾しない理由

担当部署・連絡先

(第7号様式)  
年 月 日

## 工 事 出 来 高 確 認 協 力 依 頼 書

(宛先) 川崎市長

(債権譲受人) 商号又は名称  
所 在 地  
代 表 者 名

印

年 月 日に債権譲渡承諾がなされた次の工事について、債権譲渡人である  
との信託契約に基づき、同工事の出来高を確認する必要があります。  
つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場の立ち入りについて御協力いただきます  
ようお願いいたします。  
工事現場に立ち入るに際して必要事項がある場合には、発注者の指示に従います。

- 1 件 名 \_\_\_\_\_ (契約番号 \_\_\_\_\_ )
- 2 債権譲渡人 (施工者名) \_\_\_\_\_
- 3 現場立入希望日時 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分から 時 分まで \_\_\_\_\_
- 4 現場立入予定者 (法人名・職氏名)  
.  
\_\_\_\_\_  
.  
\_\_\_\_\_  
.  
\_\_\_\_\_  
.  
\_\_\_\_\_  
.  
\_\_\_\_\_
- 5 連絡先  
担当者 法人名・職氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

※当該依頼書を申請するに当たり、債権譲受人が使用する印は、実印とします。

工事代金債権計算書 (契約変更用)

(宛先) 川崎市長

様

(債権譲渡人)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(債権譲受人)

所在地

名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けの工事請負契約の変更により、工事代金債権が変更しましたので報告します。

1 契約番号 \_\_\_\_\_  
工事件名 \_\_\_\_\_

2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 契約変更日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 契約金額 (変更前) 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)

(2) 支払済前払金額 (債権譲渡人) 金 \_\_\_\_\_ 円

(3) 支払済中間前払金額及び内払額 (債権譲渡人)

(債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む。)

金 \_\_\_\_\_ 円

(4) 債権譲渡額 (変更前) 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)

※(4) = (1) - (2) - (3)

(5) 契約変更額 (契約変更日 \_\_\_\_\_ 年 月 日) (減額の場合は、△表示とする。)

金 \_\_\_\_\_ 円

(6) 契約金額 (変更後) 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)

※(6) = (1) + (5)

(7) 債権譲渡額 (変更後) 金 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)

※(7) = (4) + (5)

## 工事代金債権計算書（契約解除用）

(宛先) 川崎市長

(債権譲渡人)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(債権譲受人)

所在地

名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けの工事請負契約の解除により、工事代金債権が変更しましたので報告します。

1 契約番号 \_\_\_\_\_  
工事件名 \_\_\_\_\_

2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 契約解除日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

### 5 工事代金債権

(1) 契約金額（契約解除日現在） 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 支払済前払金額（債権譲渡人） 金 \_\_\_\_\_ 円

(3) 支払済中間前払金額及び内払額（債権譲渡人）

（債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む。）

金 \_\_\_\_\_ 円

(4) 出来形額（ % ） 金 \_\_\_\_\_ 円

(5) 契約解除違約金 金 \_\_\_\_\_ 円

※ (5) = (1) × 10%

(6) 債権譲渡額 金 \_\_\_\_\_ 円

※ (6) = (4) - (2) - (3) - (5)

# 工事代金請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(債権譲受人)

所在地

名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付の債権譲渡承諾書に基づき承諾された工事代金債権について、次のとおり請求します。

1 契約番号 \_\_\_\_\_  
工事件名 \_\_\_\_\_

2 契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 受注者 (債権譲渡人) 名 称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

4 請求金額 円 \_\_\_\_\_ 円  
ただし、 \_\_\_\_\_ 工事の代金として

(内訳)

(1) 契約金額 円 \_\_\_\_\_ 円

(2) 支払済前払金額 円 \_\_\_\_\_ 円

(3) 支払済中間前払金額及び内払額 円 \_\_\_\_\_ 円

(債務負担行為による契約における各会計年度の支払限度額の範囲内で支払った額を含む。)

(4) 履行遅滞等による損害金等 円 \_\_\_\_\_ 円

(5) 今回請求金額 円 \_\_\_\_\_ 円

5 支払口座等

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号

(5) 口座名義

6 請求者の連絡先

(1) 所在地

(2) 電 話